

2026年2月11日

自治体首長様

靖国神社国営化阻止道民連絡会議

代表 浦瀬 佑司

札幌市中央区南4条西12丁目

## 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書

1966年、佐藤内閣（自民党）は、歴史的根拠のない神話をもとにした、旧「紀元節」にあたる2月11日を「建国記念の日」として強引に復活させました。これに対し私たちは、日本国憲法で保障されている「思想・良心の自由」「信教の自由」を守る立場から、靖国神社国営化や首相の公式参拝、紀元節復活に反対する運動を続けてきました。1982年以降は、各自治体・地方議会に対して、平和憲法の理念に反する決議などを出さないよう要請を続けてきています。また、2月11日には、札幌市内で49回目の「紀元節復活反対2.11道民集会」を開催し、憲法を守り生かすとりくみに全力を挙げる決意を表明したところです。

高市首相は、1月23日に衆議院を解散し、27日に告示、2月8日に投票という戦後最短の日程で総選挙を強行しました。解散にあたり、高市首相は「国論を二分するような政策で有権者の判断を仰ぐ」と表明したものの、その中身は一切語らず「高市早苗でいいのかを国民が決める選挙」と繰り返し、その白紙委任を迫りました。自民党は316議席を獲得して戦後初の3分の2以上の議席を占めることとなりましたが、それはまともな討論も行わずに短期決戦で選挙を強行した結果であり、そこで多数を得たことは、憲法改悪をはじめ、大軍拡、非核三原則見直しなど国論を二分する問題を白紙委任したわけではありません。

戦後、自衛隊はただの1人も外国人を殺しておらず、ただの1人も戦死者を出していません。ここには平和を願う日本国民の世論とともに、憲法9条の大きな力が働いています。いまこそ歴史の教訓をしっかりと踏まえ、最大の人権侵害である戦争をさせないため、平和憲法を守り生かす運動を広範な市民とともに大きく発展させていかなければなりません。

以上のことから、憲法99条において、公務に携わる全ての人が最高規範である憲法に従って政治や行政を遂行する義務を、主権者である国民に対して負っていることを踏まえ、以下のとおり要請します。

### 〈要請事項〉

1. 憲法の改悪に反対を表明し、憲法を遵守すること。
2. 憲法に定められた「思想・良心の自由」「信教の自由・政教分離の原則」を厳守すること。
3. 自治体主催で、特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないこと。
4. 特定の宗教行事に首長・議会議員・公務員などが公的な立場で参加したり、玉ぐし料の支出を行ったりしないこと。
5. 靖国神社・護国神社などへの補助金の交付を行わないこと。また、自治体職員に神社参拝や遺族の引率をさせないこと。
6. 自治体の所有する土地を特定の宗教団体に提供したり、貸し出したりしないこと。
7. 公的機関・公的行事における「日の丸・君が代」の強制を行わないこと。また、教育現場への押しつけを行わず、子どもの願いにそった式典を実現すること。
8. 自治体において天皇の歴史支配を意味する住民への元号使用の強制を行わないこと。
9. 議会において、特定秘密保護法、安保関連法及び、共謀罪（テロ等準備罪）を廃止することを求める意見書を採択し、政府・国会に送付すること。
10. 教科書の採択にあたっては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を定めた憲法の三大原則にかなっていることを基準とすること。
11. 市民団体等が企画する憲法や平和を考える集会の公共施設等の会場使用拒否は、憲法の保障する集会の自由を不当に制限するものであり、絶対に行わないこと。